

「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」中間取りまとめについて

編集部

昨年1月より、「加工食品の原料原産地表示」について検討会が行われており、11月に、「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」の中間取りまとめが、消費者庁、農林水産省より発表されました。また、この中間取りまとめに係る、関係業界等関係者に対する説明会が12月から本年1月にかけて全国各地9会場で、14回実施されています。今回この関係で、説明会に出席した（公財）日本豆類協会の佐藤事務局長に説明会の状況を聴くとともに、農林水産省政策統括官付穀物課豆類班の庭瀬雑豆係長から中間取りまとめの中で小豆等の豆類製品に関係してくると思われる部分について、お話を伺いました。

編集部注：今回お伺いしたお話は、全て中間取りまとめの段階であり、正式に決定していないことですので、読者のみなさまには、消費者庁、農林水産省から発表されるスケジュールなどの資料を注視していただければと思います。なお、今回の「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」のこれまでの流れと中間取りまとめについては、以下のURLにて発表されています。

http://www.maff.go.jp/j/syouan/hyoji/gen_gen_hyouji.html

説明会の状況について

編集部：まず、佐藤さんにお伺いします。説明会に出席されたとのことですが、どういう雰囲気、状況だったのでしょうか。

佐藤：東京会場の2回目（12月21日）に出ました。200人の会場でほとんど空席がなく盛況でした。そもそも抽選で1団体1人ということで、なんとか参加できました。

会議は、「中間取りまとめ」の資料の説明が消費者庁より50分程度、その後会場からの質問に対して消費者庁と農林水産省より回答する質疑応答で1時間15分程度、行われました。質問のし足りない人もあったかに思いました。

編：「中間取りまとめ」の位置づけについては、どのように説明されていたのでしょうか。

佐：この中間取りまとめは、加工食品の原料原産地表示関係の食品表示基準案を作る

ための方向性をまとめたものですとの説明でした。また、消費者委員会との関係については、先日も委員会に説明し意見はあったが、この取りまとめの意見を尊重して、具体的な基準案作成やその運用を整理していくこととしているとのことでした。

編：今後のスケジュールについては、どのような話があったでしょうか。

佐：まず、多くの関係者に説明したいということで説明会を年明けも精力的に行いたいとのことでした。そうした中で、消費者庁の方で具体的な基準改正案の作成をQ&Aの作成とともに、行っていきたいとのことでした。そして、消費者委員会に春頃諮問していくこととし、同時にパブリックコメントを行いたいとのことでした。おそらく、夏には改正の方針を固めたいのではないのでしょうか。

編：質疑応答があったと思いますが、気になったものがあるのでしょうか。いくつか紹介して下さい。

佐：JAS法など表示制度を一元化した食品表示法改正（平成27年4月改正）の加工食品関係の移行期間（5年）との整合性関係の質問がありました。移行期間は普通2～5年であるが、合わせた施行のほうが良いのかどうか、業者の方の意見も聴きながら検討していきたいとの回答でした。

可能性表示などにおいて、過去実績と計

画（予定）が全く異なっている場合についてはどのような対応をしたらよいのかという質問がありました。その場合は表示したいことに関する、根拠データ・書類の備え置きをどうするかで決まってくるとのことでした。

製品に対する個別的な質問もかなりあったのですが、業者の意見を聴きながら具体的な基準案作成や、その運用を整理してQ&Aを作成していくとの回答でした。これからも随時、個別相談を受けて整理していくとのことでした。

小豆等の豆類製品への影響関係について

編集部：次に、庭瀬さんにお伺いします。「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」中間取りまとめが公表されましたが、検討されてきた経緯をまずお話し願います。

庭瀬：加工食品の原料原産地表示制度については、加工食品の原材料の産地情報が消費者に十分に提供されているとはいえない状況を踏まえ、平成27年頃から、「消費者基本計画」と「食料・農業・農村基本計画」、そして「TPP関連政策大綱」でも拡大する方向で取り上げられています。

そして、政府の政策として出された直近の方針である「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）では、「原料原産地表示について、全ての加工食品への導入に向け、実行可能な方策について検討を進める。」となっています。今回の中間取りま

とめですが、表示をする際の方向性が示されたということで、もちろん、豆類製品も対象になります。

編：では、豆類製品にどのように関係してくるのでしょうか。表示する場合の基本的な事柄を教えてください。

庭：義務表示の対象となる加工食品及び原材料について、全ての加工食品において、重量割合上位1位の原材料の原産地を義務表示の対象とすることになります。なお、従来どおり、食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合などについては、原料原産地表示を要しないことになっています。

豆類製品で考えた場合、どら焼き、羊羹、あんパンなどで表示が必要になってきますが、原材料の1位は砂糖であることも多く、この場合は砂糖についての表示が必要となります。重量2位以降の原材料の表示については、妨げないことになっていますが、表示義務があるのは重量1位の原材料のみです。

表示の仕方としては、一定の条件を満たす場合には、過去の実績等を踏まえた「可能性表示」や「大括り表示」が認められています。なお、大括り表示は3以上の外国の産地表示に関係する場合なので、豆類製品ではあまり関係してこないと思います。

編：豆類製品の原料が中間加工原材料の場合はどうですか、原産地表示を行う義務があるんですよね。

庭：そのとおりで、あん（こしあん、粒あん等）を原料にしている場合も対象です。ただし、表示の仕方として、対象原料が中間加工原材料である場合、当該原材料の製造地を「〇〇製造」と表示することができません。また、この場合も「可能性表示」や「大括り表示」も可能です。

編：そのほか、豆類製品に係わって何か気になることはありますか。

庭：冠表示のことが気になっています。

「冠表示」とは、特定の原材料の名称を、商品名又は商品名の一部として使用する食品のことで、豆の関係で言うと、あんパンやあんまんが入るのではないかなと思われるのですが…。中間取りまとめの中では、「食品表示法の定義はなく、また新たに定義づけることも困難であるため、義務表示ではなく、国がガイドライン等を示すことにより普及していくことが適当である。」と記述されていますが、これだけでは、どう整理されていくのかよくわかりません。冠表示の扱いについては、注意が必要だと思います。

編：最後に、加工食品の原料原産地表示制度について、どのような期待をお持ちですか。

庭：消費者のためにも、国産品と輸入品の区別がつくような、わかりやすい表示になってほしいと思います。

加工食品の原料原産地表示の拡大

対象加工食品：国内で製造した全ての加工食品

(ただし、現行同様、外食、いわゆるインスタブ加工等を除く。)

対象原材料：製品に占める重量割合上位1位の原材料

表示方法：

現行同様、国別重量順に表示

例：(A国、B国、その他)
 (A国、B国、その他)
 実行可能性を踏まえ、認められる条件、誤認防止への対応を定めた上で、以下の規定を導入

可能性表示

例：(A国又はB国)
 (A国又はB国)
 (A国又はB国又はその他)
 ・産地切替えなどのために容器包装の変更を生じると見込まれる場合に容器包装又は計画に基づき表示できる旨を付記

大括り表示

例：(輸入、国産)
 ・国別重量順表示を行った場合に上記以外の外国の産地表示に同じ産地の表示を生じ、かつ、輸入と国産との割合が50%以上となる場合に大括り表示と表示できる旨を付記

大括り表示

例：(輸入、国産)
 ・輸入と国産の割合が50%以上となる場合に大括り表示と表示できる旨を付記

【中間加工原材料の製造地表示】

【対象原材料が中間加工原材料である場合】

例：(A国製造)、(国内製造)
 ※ 最終原材料まで遡って表示できる事業者は、表示しても可
 ※ 産地表示において、国別重量順表示を原則としつつ、可能性表示など上記の考え方を準用

その他：

- 義務表示は、食品の容器包装に表示する。
- 可能性表示や大括り表示等をした場合は、インターネットなどにより、自主的に補足的な情報開示に努める。
- 実施までに一定の経過措置期間をおく。
- 制度内容や用語の意味等について、消費者啓発を推進する。

表示方法のイメージ図



・産地切替えなどのために容器包装の変更を生じると見込まれる場合、以下の例外により表示できる。

・2か国の場合



・3か国以上の場合



選択可



・輸入と国産の重量順が表示不可能



【例外4】 対象原材料が中間加工原材料の場合

【中間加工原材料の製造地表示 (A国製造) (国内製造)】

※ 中間加工原材料の原料の産地まで遡って産地を表示することもできる。
 ※ 中間加工原材料の製造地表示においても、国別重量順表示を原則としつつ、可能性表示など上記例外1～3の考え方を準用する。